

日 本 国 特 許 庁
JAPAN PATENT OFFICE

次頁に記載の商標は下記の登録に係る商標と相違ないことを証明する。

It is hereby certified that the trade mark indicated below page is the same as the trade mark registered in the Register of the Japan Patent Office.

登録年月日
Date of Registration: 1992年 3月31日

登録番号
Registration Number: 商標登録第2394091号

存続期間満了日
Expiry Date: 2022年 3月31日

商標権者
Owner(s) of Trade Mark Right: 大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号
株式会社クボタ

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

「別紙」

2019年 8月 5日

特許庁長官
Commissioner,
Japan Patent Office

松 永 明



指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
Designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

【法区分】

平成13年改正

- 第06類 金属製荷役用パレット，荷役用ターンテーブル，荷役用トラバースー，金属製人工魚礁，金属製養鶏用かご，金属製の吹付け塗装用ブース，金属製セメント製品製造用型枠，てんてつ機，金属製道路標識（発光式又は機械式のものを除く。）
，金属製航路標識（発光式のものを除く。）
，金属製液体貯蔵槽，金属製工業用水槽，金属製液化ガス貯蔵槽，金属製ガス貯蔵槽，金属製ガス貯蔵槽又は液化ガス貯蔵槽用のアルミニウム製の浮中ぶた，金属製滑車（機械要素に当たるものを除く。）
，金属製ばね（機械要素に当たるものを除く。）
，金属製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）
，金属製管継ぎ手，金属製フランジ，キー，コッタ
- 第07類 金属加工機械器具，鉸山機械器具，土木機械器具，荷役機械器具，漁業用機械器具，廃棄プラスチック樹脂の油化装置，廃棄発泡スチロール樹脂の油化装置，廃棄ポリオレフィン樹脂の油化装置，廃棄ポリスチレン樹脂の油化装置，廃棄ポリ塩化ビニル樹脂の油化装置，廃棄プラスチック樹脂等の油化前処理選別装置，化学機械器具，繊維機械器具，食料加工用又は飲料加工用の機械器具，製材用・木工用又は合板用の機械器具，パルプ製造用・製紙用又は紙工用の機械器具，印刷用又は製本用の機械器具，ミシン，耕うん機械器具（手持ち工具に当たるものを除く。）
，栽培機械器具，収穫機械器具，植物粗製繊維加工機械器具，飼料圧搾機，飼料裁断機，飼料配合機，飼料粉碎機，牛乳ろ過器，搾乳機，育雛器，ふ卵器，蚕種製造用又は養蚕用の機械器具，靴製造機械，製革機械，たばこ製造機械，ガラス器製造機械，塗装機械器具，包装用機械器具，陶工用ろくろ，プラスチック加工機械器具，半導体製造装置，ゴム製品製造機械器具，石材加工機械器具，動力機械器具（陸上の乗物用のもの及び「水車・風車」を除く。）
，陸上の乗物用の動力機械の部品，水車，風車，ポンプ，ポンプの制御装置その他の風水力機械器具，水門自動開閉機及びその作動機，バルブ自動開閉機及びその作動機，制水弁開閉機用作動機，排水用ポンプ付きの水門を開閉して水位調整する装置，動力伝導装置（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）
，機械式の接着テープディスプレイ，自動スタンプ打ち器，業務用電気洗濯機，修繕用機械器具，機械式駐車装置，乗物用洗浄機，業務用攪はん混合機，業務用皮むき機，業務用食器洗浄機，業務用切さい機，業務用電気式ワックス磨き機，業務用電気掃除機，芝刈機，電動式カーテン引き装置，廃棄物圧縮装置，廃棄物破碎装置，軸・軸受・軸継ぎ手・ベアリング（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）
，緩衝器及びばね（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）
，制動装置（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）
，バルブ（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）
- 第08類 組ひも機（手持ち工具に当たるものに限る。）
，くわ，鋤，レーキ（手持ち工具に当たるものに限る。）
，靴製造用靴型（手持ち工具に当たるものに限る。）
- 第09類 アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，オゾン発生器，電解槽，検卵器，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，ピリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，自動販売機，ガソリンステーション用装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，救命用具，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，潜水用機械器具，業務用テレビゲーム機，電動式扉自動開閉装置，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター
- 第11類 乾燥装置，換熱器，蒸煮装置，蒸発装置，蒸留装置，熱交換器，牛乳殺菌機，工業用炉，原子炉，飼料乾燥装置，ボイラー，融雪装置，暖冷房装置，冷凍機械器具，業務用衣類乾燥機，美容院用又は理髪店用の機械器具（いすを除く。）
，業務用加熱調理機械器具，業務用食器乾燥機，噴水用機械器具，污水浄化槽，し尿処理槽，微生物を利用した汚水・汚泥の業務用脱臭装置その他の業務用脱臭装置，業務用ごみ焼却炉，太陽熱利用温水器，浄水装置，逆浸透膜技術を利用した水処理ユニット，水道用栓，タンク用水位制御弁，パイプライン用栓
- 第12類 荷役用索道，カーダンパー，カープッシャー，カープラー，牽引車，陸上の乗物

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
designated goods and/or services and class(es) of the
classification of goods or services:

第12類 (続き)

用の動力機械(その部品を除く。), 落下傘, 乗物用盗難警報器, 軸・軸受・軸継ぎ手・ベアリング(陸上の乗物用の機械要素), 動力伝導装置(陸上の乗物用の機械要素), 緩衝器及びばね(陸上の乗物用の機械要素), 制動装置(陸上の乗物用の機械要素)

第17類

消防用ホース, 石綿製防火幕, オイルフェンス, ゴム製又はバルカンファイバー製のバルブ(機械要素に当たるものを除く。), ガasket, 管継ぎ手(金属製のものを除く。), パッキング

第20類

荷役用パレット(金属製のものを除く。), 養蜂用巣箱, 美容院用いす, 理髪用いす, 液体貯蔵槽(金属製又は石製のものを除く。), 工業用水槽(金属製又は石製のものを除く。), 液化ガス貯蔵槽(金属製又は石製のものを除く。), ガス貯蔵槽(金属製又は石製のものを除く。), プラスチック製バルブ(機械要素に当たるものを除く。)

Kubota